

令和 4 年

第 1 回議会臨時会会議録

自 令和4年1月13日

至 令和4年1月13日

福島県会津坂下町議会

令和４年第１回会津坂下町議会臨時会会議録

令和４年１月１３日から令和４年１月１３日まで第１回臨時会が町役場議場に招集された。

令和４年１月１３日 午前１１時１５分

１．応招議員（１４名）

１番 目 黒 克 博	２番 蓮 沼 文 明	３番 物 江 政 博
４番 赤 城 大 地	５番 横 山 智 代	６番 渡 部 正 司
７番 小 畑 博 司	８番 佐 藤 宗 太	９番 山 口 享
１０番 渡 部 順 子	１１番 五十嵐 一 夫	１２番 酒 井 育 子
１３番 青 木 美貴子	１４番 水 野 孝 一	

２．不応招議員（０名）

３．出席議員は応招議員と同じ。

４．欠席議員は不応招議員と同じ。

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	教 育 長	鈴 木 茂 雄
総 務 課 長	五十嵐 吉 雄	政策財務課長	佐 藤 銀四郎
生 活 課 長	新井田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美千代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前11時15分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として9番山口亨君、10番渡部順子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

本日ここに、令和4年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として編成されました、国の補正予算第1号が成立したことに伴います「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」1件のご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第1号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」を議題いたします。

本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第1号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に8億7,729万6千円を追加し、予算の総額を95億8,465万3千円とするものです。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものです。

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」によるとするものです。

今回の補正予算は、国の補正予算に対応したもので、普通交付税の追加交付と子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付金の給付、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した会津坂下町生活支援事業や、丈助橋架け替え工事のための測量設計費を計上しました。更に、ふるさと納税の実績があがっているため、今年度2億5,000万円の収入を見込み、その経費等を増額するものです。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。「第2表 地方債補正」は、追加が1件・変更が1件であります。まず、追加の橋梁整備事業は、県との協議により、丈助橋架け替え工事のための測量設計分として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債800万円を追加するものです。充当率は100%であり、交付税措置は50%となる起債でございます。変更の坂下厚生総合病院整備事業は新病院負担のための財源として過疎債を1,700万円増額し、6億1,700万円とします。これは、令和2年度国勢調査の確定により、坂下厚生総合病院建設負担割合が確定し、負担額が増額となったことに対応するため、過疎債を増額するものであり、交付税措置70%となります。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ総括の歳入につきましては、10 款地方交付税から 21 款町債まで、補正前の額 87 億 735 万 7 千円、補正額 8 億 7,729 万 6 千円の増、補正後の額 95 億 8,465 万 3 千円となります。

2 ページをご覧ください。歳出につきましては、2 款総務費から 13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が 5 億 2,697 万 5 千円の増、地方債が 2,500 万円の増、その他が 1 億 6,000 万円の増、一般財源が 1 億 6,532 万 1 千円の増であります。

3 ページをご覧ください。2 歳入の詳細についてご説明申し上げます。10 款 1 項 1 目地方交付税、補正額 1 億 6,532 万 1 千円の増は、国の第 1 次補正予算により、普通交付税が追加交付となったことによるものです。追加交付は 3 つの内容となっており、1 つ目は、コロナによる歳出の追加に対応するための臨時経済対策費で 9,649 万 4 千円、2 つ目は、交付税が決定されるにあたり減額されました調整率で減額されていた分を復活させるということで 312 万 8 千円。3 つ目は臨時財政対策債の償還基金で 6,569 万 9 千円の 3 つに分かれているものでございます。最初にご説明申し上げました、臨時財政対策費並びに復活した費用につきましては、子育てふれあい交流センターの北側と屋根の塗装、及び南小学校北校舎の屋上防水工事を行ってまいります。今回の補正予算につきましては、測量設計費分のみ計上となりますが、工事費等につきましては公共施設整備基金に積み立てをし、令和 4 年度の当初予算に計上してまいります。また、残額につきましては、行政センター積み立て基金に積み立てをしていきたいというふうに考えてございます。3 つ目でご説明申し上げました臨時財政対策債の償還基金費であります。これは令和 4 年度より臨時財政対策債が大幅に減額されることとなります。これらの償還額の交付税措置入額が減少する事となりますので、それを前倒しして全額を交付するという性質のものになります。なので、全額を減債基金に積立してまいりたいというふうに思っております。なお、この臨時財政対策債の償還費にかかる交付税の追加交付は今回のみとなっております。14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 1 億 4,543 万 5 千円の増は、第 7 号補正予算で計上しました「子育て世帯等臨時特別支援事業」に中学生以下のクーポン分を現金で交付する分を増額し、高校生分も現金給付として一括で実施するものであります。児童を養育している者の年収が 960 万円未満の世帯の中学生以下の子供 1 人当たり 5 万円を追加する 1,984 名分を見込んだ 9,920 万円と、高校生 1 人当たり 10 万円を給付する 450 名分を見込んだ 4,500 万円、また町の事務経費に対する 123 万 6 千円の補助金の増額分を計上したもので、補助率は 10/10 となります。次の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金 2 億 2,098 万 9 千円は、住民税非課税世帯等を支援する補助金となります。1 世帯当たり 10 万円を給付するもので、非課税世帯 1,741 世帯、家計急変世帯 400 世帯分を見込んだ 2 億 1,410 万円と町の事務経費 690 万 3 千円を計上したもので補助率は 10/10 です。3 目衛生費国庫補助金、補正額 1 億 4,509 万 1 千円の増は地方創生臨時交付金の追加交付で感染症防止対策事業や生活支援事業に充当してまいります。4 目土木費国庫補助金、補正額 1,166 万円の増は、丈助橋架け替え工事の測量を行うため「道路メンテナンス事業費補助金を計上したものです。補助率は 58.3% となります。5 目教育費国庫補助金、補正額 180 万円の増は、学校保健特別対策事業補助金の追加分で、小学校分が 112 万 5 千円、中学校分が 67 万 5 千円であります。補助率は 1/2 で、感染症対策に充当してまいります。15 款 2 項 2 目民生費県補助金、補正額 200 万円の増は、原油価格高騰対

応生活困窮世帯緊急補助金として、生活困窮世帯に灯油券の配布を行うもので、補助率は1／2ですが上限額が200万円となっております。17款1項2目ふるさと納税寄附金、補正額1億6千万円の増は、ふるさと納税の実績が大幅に上がっているため、今年度2億5千万円の収入を見込み増額したものであります。21款町債、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件、変更が1件であります。これにより町債の総額は2,500万円増の10億2,317万7千円となりますが、その内、臨時財政対策債が2億3,977万7千円、特段の事情であります、厚生病院の建設に伴う負担金が6億1,700万円であり、それらを除きますと、いわゆる一般的な事業債として活用しております金額が1億6,640万円で、毎年度のアクションプランで定めた上限額2億円以内となっております。

6ページをご覧ください。3の歳出についてご説明いたします。2款1項1目一般管理費、補正額7,362万9千円の増につきましては、全額がふるさと納税にかかります経費であり、財源は全てふるさと納税の寄附金です。7節は、ふるさと納税返礼品の増です。11節は、ふるさと納税の返礼品運送料と決済手数料の増となります。12節は、ふるさと納税返礼品発注等業務委託料の増となります。13節のライセンスは、ふるさと納税サイトの使用料の増となるものでございます。5目財産管理費、財源の内訳につきましては、その他がふるさと納税の寄附金で8,637万1千円の増、一般財源は交付税追加交付分が1億6,316万8千円となります。補正額2億4,953万9千円の増は、財政調整基金7,831万5千円につきましては、ふるさと納税1億6,000万円の今回の増額補正から返礼品等の経費を差し引いたもの。また、目的別で福祉基金と行政センター建設基金の目的でふるさと納税された分を差し引いた額を全て積立てするものでございます。令和4年度に寄附目的に沿った事業に充当してまいりたいと考えております。減債基金6,569万9千円は、普通交付税の追加交付の臨時財政対策債償還基金費分を積立てするものであります。今後の交付税措置のない起債の借入抑制や、起債の繰上げ償還に充当してまいります。公共施設整備基金6,256万3千円は、普通交付税の追加交付分の臨時経済対策費と調整額復活分のうち、子育てふれあい交流センターの北側屋根の塗装及び外壁の防水改修工事と、南小学校北棟の屋上改修工事の工事費分を積立てするもので、同額を令和4年度に充当し工事を行ってまいります。福祉基金651万3千円は、ふるさと納税の目的別に納税された方の趣旨に沿いまして福祉基金に積立てをするものでございます。行政センター建設基金3,644万9千円は、普通交付税の追加交付分の臨時経済対策費と調整額復活分のうちの3,490万6千円と、ふるさと納税で目的別で行政センター建設基金のために納税された154万3千円を合わせて積立てするもので、4年度以降の新庁舎建設事業に充当してまいります。

7ページをご覧ください。3款1項5目臨時福祉給付費、財源の内訳が、国県支出金2億2,098万9千円の増、一般財源が1万4千円の増となります。補正額2億2,100万3千円の増については、住民税非課税世帯等を支援するため、10万円の現金給付を実施するもので、国補助が10／10の事業であります。2節から4節が、会計年度任用職員の給料と手当、共済費及び、職員の時間外勤務手当となります。10節が、事務用品と印刷製本費となります。11節が、郵便料と、口座振替手数料となります。12節が、住民税非課税世帯臨時特別給付金業務として、システム開発や、印刷封入作業の委託料となります。18節が住民税非課税世帯臨時特別給付金2億1,410万円で、10万円を2,141世帯に給付するものでございます。

8ページをご覧ください。2項1目児童福祉総務費、補正額131万4千円の増につき

ましては、普通交付税の追加交付分の臨時経済対策費と調整額復活分を活用し、子育てふれあい交流センターの屋根塗装等の測量設計を実施するものです。工事は4年度に実施してまいります。5目臨時福祉給付費、財源の内訳が、国県支出金1億4,543万5千円の増、一般財源が1千円の増であります。補正額1億4,543万6千円の増につきましては、第7号補正予算で計上しました子育て世帯等臨時特別支援事業の補助金に、中学生以下のクーポン分を増額し、また高校生分も追加するもので、10万円現金給付として一括で実施するための増でございます。国庫補助が10/10の事業であり、3節が、職員の時間外勤務手当の増。10節が、事務用品と印刷製本費の増。11節が、郵便料と、口座振替手数料の増。12節が子育て世帯臨時特別給付金業務として、印刷封入作業の委託料の増となります。

9ページをご覧ください。18節が子育て世帯臨時特別給付金1億4,420万円で、中学生以下の子供1,984名に5万円を追加する分9,920万円と、高校生450名に10万円給付する分4,500万円の合計額分です。4款1項1目保健衛生総務費、起債の増により、財源の内訳が地方債1,700万円の増、一般財源1,376万9千円の減となります。補正額323万1千円の増は、2年度国勢調査の確定人口割の適用により、坂下厚生総合病院建設負担金が6億2,323万1千円で確定したため、差額を増額するものでございます。なお、この差額は湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・喜多方市に負担をお願いするにあたり、当時の人口における算定額を上限とするとの条件から、令和2年度国勢調査による再算定での追加負担ができず、会津坂下町で負担増となるものでございます。6億2,323万1千円の内、6億1,700万円は過疎債で充当してまいります。5目新型コロナウイルス感染症対策費であります。まず地方創生臨時交付金1億4,509万1千円と、学校保健特別対策事業補助金180万円と、原油価格高騰対応生活困窮世帯緊急補助金200万円の充当により、財源の内訳が、国県支出金1億4,889万1千円の増、一般財源1,458万7千円の増となります。補正額1億6,347万8千円の増は、地方創生臨時交付金を活用し、会津坂下町生活支援事業として、各種感染症防止対策の事業や、生活支援事業を実施するものでございます。10節は、中央公民館と各コミュニティセンターに抗菌用スリッパと抗菌座布団を設置するための施設管理用品と畳を抗菌用に入れ替える修繕料であります。11節は、燃料券全世帯分と灯油券生活困窮世帯分の券の郵送料と、所得要件により、子育て世帯臨時特別給付金が非該当となった子どもに対して、給付金を給付するための、口座振替手数料と、また、南小学校脇トイレ改修工事に伴う建築確認申請手数料を計上したものでございます。

10ページをご覧ください。12節は測量設計が、南小学校脇トイレ整備工事の120万円、ばんげ東公園プール循環ろ過ポンプ工事の85万円、ばんげ保育所空調設備設置工事の50万円、坂下中学校トイレ洋式化工事の100万円、子育て交流センター空調工事の50万円で合計405万円となります。設計監理が南小学校脇トイレ改修工事の80万円の増となります。14節は、施設整備が、ばんげ東公園内トイレ改修工事の180万円、ばんげ東公園プール循環ポンプ改修工事の850万円、鶴沼緑地公園テニスコート3面の改修工事の1,200万円、子育て交流センター空調設備工事の250万円で合計2,480万円の増です。校舎等整備工事が、坂下中学校トイレ洋式化工事の600万円、ばんげ保育所空調設備工事の300万円で合計900万円の増となります。公衆トイレ整備が南小学校脇トイレ整備工事の1,900万円の増となります。17節は、机が南小学校図書室用の抗菌机6台、椅子が東小学校図書室用の抗菌椅子20脚、車両が教育委員会の児童送迎用のワゴン車1台、体操用具が坂下中学校体育用抗菌マットを購入する分でございます。

ます。18節は、燃料券事業が原油価格高騰の対応策として、町民1人当たり5,000円の燃料券を全町民に配布する事業を実施するためのもので、事務経費も含め、商工会への補助金で対応して参ります。灯油券事業は県の原油価格高騰対応生活困窮世帯緊急補助金を活用して町から生活困窮世帯に1世帯5,000円の灯油券を配布する補助金でございます。子育て世帯支援給付金が、所得要件により子育て世帯臨時特別給付金が非該当となった子どもに対して、高校生以下の子供1人に対して現金10万円を給付するもので、50名分を見込んだ分でございます。

11ページをご覧ください。8款2項6目橋りょう新設改良費、まず財源の内訳が、国県支出金1,166万円の増、地方債800万円の増、一般財源34万円の増となります。補助金2,000万円の増は、道路メンテナンス事業費補助金を活用し、丈助橋架け替え工事のための測量設計を実施するための増であります。補助率は58.3%となります。10款2項1目学校管理費、補正額83万9千円の増は、普通交付税の追加交付分の臨時経済対策費と調整額復活分を活用し、南小学校北庁舎の屋上改修工事の測量設計を実施するものです。工事は令和4年度に実施する予定であります。最後に、13款1項1目予備費、補正額117万3千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は9,560万6千円となります。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

ふるさと納税について伺います。歳入もすごく当初の予想より大きく上回って大変喜ばしいことであります。このように大きく伸びたことの分析をして今後にも活かす必要があると考えていますが、その要因はどのようなことが上げられますでしょうか。また、そのことをもって次年度以降どのような対策と言いますか、対応をしていく、もっと売り上げをさらに伸ばすための工夫などお聞かせ下さい。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

今回のふるさと納税につきましては、私たちの想像を超える納税額を頂いているところでございます。大きな要因としましては何点かございます。まず1点目はふるさと納税をみなさんに告知するサイト、楽天を活用しているのがまず1点目でございます。ご存知のように楽天サイトがやっぱりふるさと納税のかかなりの部分を占めている人気のサイトであるということがまず1点であったと思います。2つ目がコロナ禍によって物をネットで購入するという風潮が今回高まったというのが今回2点目の要因だったと思います。3点目は今回ふるさと納税の7割程度を占めております、小島工業さんが開発していただきましたヨギボーでございます。これがかなりやっぱり人気を博しているということと、ヨギボーの納税額が3割返礼品ということになってきますと、かなりの高額の納税をしてヨギボーを返礼品として受け取っていただいているということで、一人当たりの納税単価が飛躍的に伸びているというのが3つ目の要因でございます。4つ目として、しからば今までであった坂下町の様々な特産品が全然伸びてないのかということではございませんで、それに楽天のサイトを活用していること、ヨギボーだけではなく色んな物を見てから注文されている方がいらっしゃるということで、今までの坂下町のふるさと納税のラインナップもかなり伸びているということでございます。そういうものが上手く相乗効果として現われているのではないかと考えているところでございます。また、例年であれば住民税から控除される期限が12月31日まで。これを過ぎますと、ふるさと納税パタッと全く無くなるものなのですが、今現在もじわじわじわじわとふるさと納税をいただいているところでございます。これが今までと全く違う点だなと考えており、最終的にはまだまだ、3月31日まで会計年度がございまして、これを上回るふるさと納税をいただけるように、納税をされた方々に対するアフターのフォローであったり、御礼の内容を充実させていたり、また納税していただけるような呼びかけをしていくことによって、納税額をもっともっと増やしていきたいと考えておるのと、ヨギボーだけに頼らずですね、他の物もふるさと納税のラインナップに加えていくということで、坂下町の特産品でありますお酒であったり馬刺しであったりを組み合わせた、そばと組み合わせたりすることを、今各坂下町の業者さんとも打ち合わせをしながらラインナップの増を図ってまいりますし、ヨギボーに代わります、ウェブシャークという会社でヨギボーの販売をしております。それを小島工業さんが作っているという状況の中で、新たな商品をウェブシャークさんの方でも開発し、ヨギボーに代わる商品、また人気を集めて、いっぱい購入していただける商品の開発を進めていきたいということで、ヨギボーに代わる商品開発もしていこうという打ち合わせもしてございます。この流れは来年度いっぱいヨギボーを中心とした納税はいただけるのかなというふうに想定はしておりますが、ある程度行き渡ってしまいますとパタッと要望がなくなるものでございますので、その前には新たな商品の開発で、飽きないような、常に会津坂下町から納税していただけるような工夫を業者さんと合わせて今後やっていくことで話し合いを進めているところです。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」を採決いたします。この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前11時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月13日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員